

令和3年3月26日 招集

令和3年門真市教育委員会第3回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第3回定例会
令和3年3月26日（金）午後2時
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第4号	臨時代理による事務処理の承認について (令和3年度門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用について)	1
第4	承認第5号	臨時代理による事務処理の承認について (令和3年度門真市立学校管理職人事について)	3
第5	承認第6号	臨時代理による事務処理の承認について (令和2年度教育費補正予算の見積り申出について)	6
第6	承認第7号	臨時代理による事務処理の承認について (令和3年度教育費補正予算の見積り申出について)	13
第7	承認第8号	臨時代理による事務処理の承認について (動産(学習者用端末(2))の取得の申出について)	19
第8	議案第3号	門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針の策定について	21
第9	議案第4号	門真市教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則の制定について	22
第10	議案第5号	門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について	25
第11		諸報告	27

承認第4号

臨時代理による事務処理の承認について

(令和3年度門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和3年度門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和3年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和3年度 門真市任期付市費負担教員 配置校一覧

門真市教育委員会

配 置 校	教 員 名
古川橋小学校	津國 和孝
上野口小学校	東出 愛美
北巢本小学校	山田 千里

承認第5号

臨時代理による事務処理の承認について
(令和3年度門真市立学校管理職人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和3年度門真市立学校管理職人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和3年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

承認第6号

臨時代理による事務処理の承認について
(令和2年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和2年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

令和3年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和2年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金

(項) 国庫補助金

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育費国庫補助金	千円		千円	
	64,022	学校保健特別対策事業費補助金	11,200	学校保健特別対策事業補助金追加分 【学校施設営繕事業（新型コロナ対策）、学校予算配当事業（新型コロナ対策）】
		学校施設環境改善交付金	52,822	門真小学校大規模改造事業交付金追加分 【給食運営事業】 大和田小学校大規模改造事業交付金 【小学校施設整備事業、給食運営事業】 上野口小学校大規模改造事業交付金 【小学校施設整備事業】
				千円 11,200 5,405 24,832 22,585

(款) 市債

(項) 市債

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育債	千円		千円	
	105,500	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	105,500	大和田小学校トイレ改修事業債 【小学校施設整備事業】 上野口小学校トイレ改修事業債 【小学校施設整備事業】 大和田小学校給食棟整備事業債 【給食運営事業】 門真小学校給食棟整備事業債 【給食運営事業】
				千円 37,700 45,100 11,900 10,800

令和2年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費 (項) 教育総務費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
事務局費	千円 △ 79,705	○学校施設と教育環境の充実 G I G Aスクール構想推進事業 △ 79,705	千円 使用料及び賃借料 使用料及び賃借料(物件費) 教育 I C Tヘルプデスク利用料減額分 △ 79,705
教育センター費	79,705	○学校教育課の推進 学力向上事業 (新型コロナ対策) 79,705	使用料及び賃借料 使用料及び賃借料(物件費) A Iドリルライセンス使用料追加分 79,705

(款) 教育費 (項) 小学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校管理費	千円 173,272	○学校施設と教育環境の充実 小学校施設整備事業 124,380	千円 委託料 各種業務委託料 (資産) 大和田小学校トイレ改修工事実施設計業務委託料 4,034

		上野口小学校トイレ改修工事実施設計業務委託料	4,725
		工事請負費	
		工事請負費（資産）	
		大和田小学校トイレ改修工事	52,591
		上野口小学校トイレ改修工事	63,030
	給食運営事業		
	34,092	委託料	
		各種業務委託料（資産）	
		大和田小学校給食棟空調設置工事実施設計業務委託料	1,659
		工事請負費	
		工事請負費（資産）	
		門真小学校給食棟空調設置工事	16,217
		大和田小学校給食棟空調設置工事	16,216
	学校施設営繕事業 （新型コロナ対策）		
	12,495	委託料	
		各種業務委託料（費用）	
		学校施設消毒業務委託料	12,495
	○施策評価対象外事業 学校予算配当事業 （新型コロナ対策）		
	2,305	需用費	
		消耗品費	2,305

(款) 教育費 (項) 中学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校管理費	千円 7,600	○学校施設と教育環境の充実 学校施設営繕事業 (新型コロナ対策)	千円 5,766 委託料 各種業務委託料 (費用) 学校施設消毒業務委託料 5,766
		○施策評価対象外事業 学校予算配当事業 (新型コロナ対策)	1,834 需用費 消耗品費 1,834

繰越明許費 追加

款	項	事業名	金額
			千円
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	124,380
教育費	小学校費	給食運営事業	34,092
教育費	小学校費	学校保健特別対策事業	14,800
教育費	中学校費	学校保健特別対策事業	7,600

地方債補正
変 更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
学校教育施設等整備	千円 355,800	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 461,300	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	355,800				461,300			

承認第7号

臨時代理による事務処理の承認について
(令和3年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和3年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

令和3年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和3年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金

(項) 国庫補助金

目	補正額	節		説明	
		区分	金額		
	千円		千円	千円	
教育費国庫補助金	△ 24,540	学校施設環境改善交付金	△ 24,540	大和田小学校大規模改造事業 交付金減額分 【小学校施設整備事業】	△ 10,831
				上野口小学校大規模改造事業 交付金減額分 【小学校施設整備事業】	△ 13,709

(款) 市債

(項) 市債

目	補正額	節		説明	
		区分	金額		
	千円		千円	千円	
教育債	△ 117,500	学校教育施設等整備事業債	△ 68,500	大和田小学校給食棟整備事業 債減額分 【給食運営事業】	△ 1,600
				門真小学校給食棟整備事業 債減額分 【給食運営事業】	△ 16,200
				大和田小学校トイレ改修事業 債減額分 【小学校施設整備事業】	△ 24,100
				上野口小学校トイレ改修事業 債減額分 【小学校施設整備事業】	△ 26,600
		防災・減災・国土強 化緊急対策事業債	△ 49,000	大和田小学校トイレ改修事業 債減額分 【小学校施設整備事業】	△ 21,600
				上野口小学校トイレ改修事業 債減額分 【小学校施設整備事業】	△ 27,400

令和3年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費 (項) 教育総務費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
事務局費	千円 23,210	○学校施設と教育環境の充実 G I G Aスクール構想推進事業	千円 委託料 各種業務委託料（費用） G I G Aスクールサポートデスク業務委託料 23,210
教育センター費	2,395	○学校教育課の推進 学力向上事業（新型コロナ対策）	報酬 会計年度任用職員 1,943 職員手当等 期末手当 277 旅費 費用弁償 175

(款) 教育費 (項) 小学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校管理費	千円 △ 142,256	○学校施設と教育環境の充実 小学校施設整備事業	千円 △ 124,380 委託料 各種業務委託料（資産）

		大和田小学校トイレ改修工事実施設計業務委託料減額分	△ 4,034
		上野口小学校トイレ改修工事実施設計業務委託料減額分	△ 4,725
		工事請負費	
		工事請負費（資産）	
		大和田小学校トイレ改修工事減額分	△ 52,591
		上野口小学校トイレ改修工事減額分	△ 63,030
		給食運営事業	
	△ 17,876	委託料	
		各種業務委託料（資産）	
		大和田小学校給食棟空調設置工事実施設計業務委託料減額分	△ 1,659
		工事請負費	
		工事請負費（資産）	
		門真小学校給食棟空調設置工事減額分	△ 16,217

(款) 教育費 (項) 中学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校管理費	千円 115,229	○学校施設と教育環境の充実 中学校施設整備事業 (新型コロナ対策)	千円
		115,229	報酬
			会計年度任用職員 2,388
			職員手当等
			期末手当 436

		旅費	
		費用弁償	175
		使用料及び賃借料	
		使用料及び賃借料 (リース債務返済)	
		空調設備借上料	112,230

地方債補正
変 更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還方法
学校教育施設等整備	143,000	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	25,500	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	143,000				25,500			

承認第8号

臨時代理による事務処理の承認について (動産(学習者用端末(2))の取得の申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和51年門真市教育委員会規則第20号)第3条第1項の規定に基づき、動産(学習者用端末(2))の取得の申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

令和3年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 門真市小中学校学習者用端末(2) |
| 2 取得価額 | 19,883,325円 |
| 3 取得の相手方 | 大阪府中央区島町二丁目4番12号
ミカサ商事株式会社
代表取締役 中西 日出喜 |

参考資料

主要購入備品一覧表

番号	品名	数量
1	学習者用端末(2)	385台

- ・ 予定価格（税込） 19,904,500円
- ・ 取得価額（税込） 19,883,325円

議案第3号

門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針の策定について

門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針を策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成3年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市学校適正配置審議会の答申を受け、門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針を決定するにつき、本案を提出するものである。

議案第4号

門真市教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例
に関する規則の制定について

門真市教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則を次の
とおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和3年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

行政手続の簡素化を推進することにより、市民（事業者を含む。）の負担の軽減及び
利便性の向上を図るため、必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する 規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民(事業者を含む。)の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、申請書等への押印及び署名の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請書等 門真市教育委員会規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類をいう。
- (2) 法令等 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、条例並びに国及び他の地方公共団体の定めるものをいう。
- (3) 登記印 法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑をいう。
- (4) 登録印 市区町村の印鑑登録制度において登録した印鑑、銀行口座の開設時において登録した印鑑その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑をいう。

(押印の義務付けの廃止)

第3条 申請書等のうち、次の各号のいずれにも該当しないものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

- (1) 法令等により押印が義務付けられている申請書等
- (2) 登記印又は登録印の押印が義務付けられている申請書等

(署名の義務付けの廃止)

第4条 申請書等のうち、次の各号のいずれにも該当しないものについては、当該規則の規定にかかわらず、署名の義務付けを廃止するものとする。

- (1) 法令等により署名が義務付けられている申請書等
- (2) 署名を求めることに実質的な意味又は必要性がある申請書等

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日において、第3条又は第4条の規定により押印又は署名の義務付けを廃止できないことがやむを得ないと認められる場合は、所要の調整が行われるまでの間、第3条又は第4条の規定は、適用しないことができる。
- 3 第3条又は第4条に該当する申請書等は、押印又は署名の義務付けを廃止するために必要な修正をした用紙を当該申請書等として使用することができる。

議案第5号

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会
規則の一部改正について

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求めらる。

令和3年3月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立公民館運営審議会の廃止に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部を
改正する規則

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条—第4条関係）						別表（第2条—第4条関係）					
名称	組織	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	庶務 担当 機関	名称	組織	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	庶務 担当 機関
} 略						} 略					
門真市生涯学習推進基本計画策定委員会	委員長 副委員長	10人以内	(1)～(4) 略		略	門真市生涯学習推進基本計画策定委員会	委員長 副委員長	10人以内	(1)～(4) 略 <u>(5) 門真市立公民館運営審議会を代表する者</u>		略
			<u>(5) 略</u>						<u>(6) 略</u>		
			<u>(6) 略</u>						<u>(7) 略</u>		
} 略						} 略					
備考 略						備考 略					

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和2年度末・3年度当初における教職員人事異動の概要について
2	「第10回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について